

(調査様式2)

認知症対応型共同生活介護事業所に係る情報提供票

(平成19年6月1日)

1) 事業主体の概要

<u>事業所名</u>	グループホーム太陽の家	<u>事業主体名</u>	(株) ケイシン
		<u>代表者名</u>	郷原建樹
		研修の受講状況	☒ 受講済 ☐ 未受講
		上記の者以外が受講している場合	氏名 () 役職 ()

2) 事業の目的及び運営の方針

家族的な雰囲気の中で幼・老一体となり、自然と親しみながら日常生活を皆で支え楽しく過ごす。
地域に根ざした共同生活住居として地域交流を計画的にとりいれ、入居者の自立を支援する。

3) 認知症対応型共同生活介護事業所以外に事業所として指定等を受けている事業及び加算

- ☒ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
☐ 指定認知症対応型通所介護
☒ 医療連携体制加算
☒ 短期利用共同生活介護

4) 組織の概要

<u>所在地及び連絡先</u>		〒893-0057 鹿児島県鹿屋市今坂町12405-25 TEL 0994-44-6581 FAX 0994-44-6715	
交通の便（最寄りの交通機関等）		慰霊塔前バス停下車徒歩3分	
開設年月日	平成12年10月04日	<u>ユニット数</u> <u>と利用定員</u>	(2) ユニット 利用定員 (18) 人
<u>事業所の併設施設(併設施設からのサービスがあればご記入下さい。)</u>		指定居宅介護支援事業所	

5) 建物の概要

<u>建物形態</u>	☒ 単独型 ☐ 併設型
<u>建物構造</u>	(鉄筋一部木造) 造り (2 階建ての1階部分)
<u>広 さ</u>	敷地面積 (1394.47) m ² 延床面積 (846.81) m ² 1室当たりの居室面積 (10.09) m ²
<u>二人部屋の有無</u>	☐ 有 ☒ 無

6) 利用料等（入居者の負担額）

<u>家賃（月額）</u>		（ 25,500 ）円	
敷金		☐ 有（ ）円 ☒ 無	
<u>保証金の有無（入居時一時金）</u>		☐ 有（ ）円 ☒ 無	
	有りの場合 保全措置の内容		
	有の場合償却の有無	☐ 有（期間： ） ☐ 無	
<u>食材料費</u>		朝食（ ）円 昼食（ ）円 夕食（ ）円 おやつ（ ）円 又は1日（ 850 ）円	
<u>その他の費用と徴収方法</u>			
名目	徴収方法	金額(円)	
①理美容代	自己負担		
②おむつ代	自己負担		
③その他			
・光熱費	1日	300円	
・			
・			

7) 利用者の概要

現在の利用者の状態	利用人数（ 9 名）（男性（ 名）女性（ 9 名））
※介護予防指定認知症対応型 共同生活介護を提供してい る場合、要支援者2の数を記 載すること	要介護1（ 1名） 要介護2（ 4名） 要介護3（ 3名） 要介護4（ 1名） 要介護5（ 名） 要支援2（ 名）
	年齢（平均85.4 歳）（最低 76歳）（最高 91歳）
<u>利用に当たっての条件</u>	診断書・介護保険証の提示・利用約款の内容を承諾の上申込書を提出
退居に当たっての条件	退所願い届けで退所日の20日前までに申し出る
開設以来の退居者数	人数（ 13 ）人 主な理由 ・在宅復帰（ 自宅 ） ・入院（ 病院 ） ・ ・ ・

8) 職員の概要（複数のユニットがある場合には、各ユニットごとに作成すること。）

[illegible]

9) その他

協力医療機関名	大隅鹿屋病院・小倉記念病院
医療連携体制の状況 (看護師の確保方法)	☒ 職員として配置 ☐ 契約 (契約先名称)
運営推進会議の設置状況	☒ 有 ☐ 無 開催状況 (2 月に 1 回) メンバー構成 (役職等) 町内会長 民生委員 家族代表 老人クラブ会長 有識者
市町村との連携状況 (事業を受託している場合の 事業名等具体的にご記入下 さい。)	
入居者家族会等の有無	☒ 有 ☐ 無
家族の面会時間の設定の有無	☐ 有 (時～ 時) ☒ 無
介護相談員 ^{注)} 等の受入状況	☐ 有 (具体的にご記入下さい。)
	☒ 無
直近の外部評価公表日 (市町村が受理した日)	平成 1 8 年 7 月 4 日

注) 「介護相談員」とは、「介護相談員派遣等事業の実施について」(平成18年5月24日老計発第0524001号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者のこと。

(記入上の留意事項)

- 1 「□」を設けている欄については、該当部分にレ点でチェックすること。
- 2 記載事項については、簡潔明瞭に記載すること。
- 3 7) において記載している各研修については、それぞれ「実践者研修」には旧基礎課程を、「実践リーダー研修」には旧専門課程を含んでいるので、留意されたい。
- 4 下線部 () については、介護保険法施行規則第131条の10第1項第4号に該当する事項であることから、変更があった場合には、10日以内に届け出る必要がある。なお、計画作成担当者については、介護支援専門員である場合についてのみ、届け出が必要となるものである。